

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

- ・養護条例＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)
- ・養護規則＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・養護施行要領＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する施行要領(平成24年10月16日24福保高施第1311号)
- ・特定条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- ・特定規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- ・特定施行要領＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)

項目		関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
建物規模等	建物配置構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第10条、第13条、第19条、第28条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領7、10、25 ・特定条例第241条 ・特定規則第62条 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例 	<p>1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこと。</p> <p>2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。</p> <p>3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（避難階段、非常警報設備等）を設けること。</p> <p>4 利用者が車椅子で円滑に移動することができる空間と構造を有するものでなければならないこと。</p> <p>5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・構造 地上____階、地下____階</p> <p>・各階の主な用途(事業) ____階____ ____階____ ____階____ ____階____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者と家族の面会場所について、入所者やその家族の利便に配慮したものとすること。 ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。 ・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げることが望ましい。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策（キックプレート等）が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・入居者が日常使用する各室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）から廊下、屋外又はバルコニーに通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
		<p>6 車椅子使用者用駐車施設及びバリアフリートイレを設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。</p> <p>7 教養娯楽設備等を備えること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリートイレ _____ 階 便房面積 _____ m² 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無) 	<p>けないこと。ただし1階について、既存建物の改修により整備する養護老人ホームであって、避難経路が確保されており、緊急時に入居者、職員等の避難に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。 ・雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮し、車椅子使用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。 ・車椅子使用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。 ・バリアフリートイレは、エントランス付近に配置するよう努め、建物内の案内板等にその位置を表示すること。また、トイレの出入口には、当該バリアフリートイレの設備及び機能を表示すること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第11条 ・養護施行要領8 	<p>1 定員は20人以上とすること。</p> <p>2 1人当たりの延床面積は、29.2平方メートル以上とすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所定員 _____ 人 ・延床面積(養護) _____ m² $> \text{定員 } \underline{\hspace{2cm}} \text{ 人} \times 29.2 \text{ m}^2$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・増築の場合にあっては、増築部分について1人当たりの延床面積を29.2平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、既存部分と増築部分の合計面積が29.2平方メートル以上あれば差し支えない。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
立地等	・都市計画法 ・建築基準法 ・消防法等	<p>1 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）を原則として含まないこと。</p> <p>また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。</p> <p>2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。</p>	適・否 適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・災害レッドゾーンを（含む・含まない） ・該当するものに○印を付け、その他あれば以下に記載 <p>①土砂災害警戒区域 ②浸水想定区域 ③浸水被害防止区域 ④その他</p> <hr/> <hr/>	<p>・災害レッドゾーンとは、災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）、その他政令で定める地域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域）をいう。</p>

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
施設	居室 ・養護条例第12条、第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10 ・特定条例第241条 ・特定施行要領第3の10の2の2 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	<p>1 1室の定員は1人（個室）とする。ただし入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 1室の1人当たりの床面積（内法寸法）は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>5 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備（押入れ（これに代わるものとして設置したタンス等を含む。）、床の間、踏み込み等の設備をいう。）を設けること。</p> <p>6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。</p> <p>7 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・各階の定員及び2人部屋の有無 ____階____人 有・無 ____階____人 有・無 ____階____人 有・無 ____階____人 有・無</p> <p>・居室のうち最小の床面積 _____m²</p> <p>・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策（一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等） _____m _____m _____m</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できること。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい（コンセント類の位置にも配慮すること。）。 ・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵（室内から開けられること） ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 <ul style="list-style-type: none"> ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・原則、バルコニーは1.5m幅を有すること。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
静養室	・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10	1 医務室又は職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること。 6 静養室のもつ機能を十分に發揮し得る適当な広さを確保すること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階 _____m ²	
洗面所	・養護条例第13条 ・養護規則第5条	1 居室ごとに設けること。	適・否		・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10 ・特定条例第241条 ・特定規則第62条 	<p>1 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設置し、非常用設備（ブザー又はこれに代わる設備等）を備えていること。</p> <p>2 トイレのもつ機能を十分に發揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り _____ 室 ②居室内に無し _____ 室 ③居室外 _____ 階 男_____か所 女_____か所 _____ 階 男_____か所 女_____か所 洗面設備の有無 (有 ・ 無) ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・アコードィオンカーテン等を扉の代用とすることは認められない。 ・手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・居室の外にトイレを設ける場合は、トイレ内に入居者が手を洗える設備を設けること。 <p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条、第22条 ・養護規則第5条、第6条 ・養護施行要領10、19 	<p>1 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>2 入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階 _____ m² 	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10 	<p>1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 _____階 _____ m² 	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
職員室	・養護条例第13条 ・養護規則第5条	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適・否	・設置階数及び床面積 _____階 _____m ²	
食堂	・養護条例第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10 ・特定条例第241条 ・特定規則第62条 ・特定施行要領第3の10の2の2	1 食堂の持つ機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	・設置階数及び床面積 _____階 _____m ²	
汚物処理室	・養護基準第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10	1 他の設備と区別された一定のスペースを確保すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階 _____m ²	・換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。
廊下・階段等	・養護条例第13条 ・養護規則第5条	1 片側廊下の幅は、1.35メートル以上、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること（廊下の幅は内法によるものとし、柱・手すり等の構造物を含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。）。 2 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適・否 適・否		・廊下及び階段には、手すりを設けること。 ・廊下の両側に自由に入りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。 ・入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条 ・特定施行要領第 3 の 10 の 2 の 2 	<p>1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p>	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①個別浴室及び浴槽 _____階_____か所 個別浴室のうち最小の床面積 _____ m² ②その他(特殊浴槽やシャワーリム等) (何が) _____か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること(可動間仕切りやカーテン等で仕切ることは認められない。)。 ・居室から離れて個別浴室を設ける場合は、脱衣室内又は浴室に近接して入所者用のトイレを設けることが望ましい。 ・脱衣室内にトイレを設ける場合は固定壁により仕切ること(可動間仕切りやカーテン等で仕切ることは認められない。)。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・養護基準第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10 	<p>1 集会室、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、靈安室及び事務室その他運営上必要な設備を設けること。</p> <p>2 上記について、それぞれの室の持つ機能を十分に發揮し得る適当な広さ又は数を確保すること</p> <p>3 居室等が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 集会室 _____ 階 _____ m² 宿直室 _____ 階 _____ m² 面談室 _____ 階 _____ m² 洗濯室又は洗濯場 _____ 階 _____ m² 靈安室 _____ 階 _____ m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路は入所者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合には、指詰め防止策を施すこと)。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項目	関係規定	基 準	判 斷	現 状	留意事項
		<p>4 各階 2 か所以上スタッフ用トイレを設けること（倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く）。</p> <p>5 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>6 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他設備の有無 <ul style="list-style-type: none"> ①エレベーター _____ 基 ②傾斜路 _____ 階から _____ 階 ③スタッフ用トイレ _____ 階 _____ か所 _____ 階 _____ か所 _____ 階 _____ か所 ④常夜灯(感応式照明等) <ul style="list-style-type: none"> ・廊下(有・無) ・トイレ(有・無) 	